

# 『歌苑抄』断簡考

殿本佳美

はじめに

『歌苑抄』とは平安時代末期に俊恵によつて編まれた私撰集であるが、現在は散逸しており、その研究は中世の歌論書や他の歌集の出典注記などの佚文に頼らざるを得なかつた（注1）。しかし、平成十四年、久保木秀夫氏のご論考（注2）によつて初めて『歌苑抄』写本の断簡二葉（断簡A・B）が紹介され、今回新たに断簡一葉（断簡C）が管見に入った（田中登氏藏）。

『歌苑抄』の本文そのものを伝える断簡の出現によつて、僅かながらも『歌苑抄』本来のかたちが浮かびあがつてくるのではなかろうか。

## 一、歌林苑と『歌苑抄』

坊の名称である。鴨長明の『無名抄』「一四 千鳥、鶴の毛衣をきる事」に「俊恵法師が家をば歌林苑と名付けて、月毎に会し侍しに、祐盛法師その会所にて」とあるように、そこでは毎月歌会が行われたとある。この「会所にて」の本文には「会衆にて」の校異があり、多くの研究者はこれを「会衆にて」でとつてゐる。現存する俊恵の家集には『林葉集』があり、私撰集では本稿で取り上げる『歌苑抄』の他にも『歌林抄』『影供集』『歌撰合』といった歌集があつたことが『八雲御抄』の「私記」や『夫木抄』の出典注記などにみえるが、いずれも現在は散逸している。

歌林苑の存在時期・事業・会衆については、築瀬一雄氏の『俊恵研究』でまとめられており、そのうちの「俊恵法師の研究」補記では他の研究者の指摘も含めた追加がなされている。これをまとめるとき、歌林苑の名称には「歌林苑・歌の林・和歌

歌林苑は平安時代後期の歌人である俊恵の、白川にあつた僧

所」などがあり、その存在時期は「大体保元から治承に至る約二十年間、白川の俊恵の僧坊に存したと見ることができ」、「歌林苑の事業として『歌苑抄』等が編纂されることとなつた」とある。

また築瀬氏は「歌林苑の会衆に出席したことの判明してゐる歌人」を歌林苑の会衆と定義し（便宜上、歌人に番号を付した）

- |             |             |          |         |
|-------------|-------------|----------|---------|
| 1 藤原清輔      | 2 藤原教長      | 3 藤原伊綱   | 4 藤原定長  |
| 5 藤原敦仲      | 6 藤原憲盛      | 7 藤原憲経   | 8 藤原資隆  |
| 9 藤原親佐      | 10 藤原盛方     | 11 藤原清綱  | 12 源頼政  |
| 13 源季広      | 14 源通清      | 15 源有房   | 16 源仲綱  |
| 17 平経正      | 18 惟宗広言     | 19 大江広親  | 20 紀康宗  |
| 21 賀茂重保     | 22 賀茂政平     | 23 鴨長明   | 24 祝部成仲 |
| 25 前大僧正覺忠   | 26 俊恵法師     | 27 祐盛法師  |         |
| 28 登蓮法師     | 29 道因法師（敦頼） | 30 素覚法師  |         |
| 31 空仁法師     | 32 静運法師     | 33 覚綱法師  |         |
| 34 殷富門院大輔   | 35 讀岐       | 36 三河内侍  | 37 藤原美定 |
| 38 藤原実家     | 39 藤原隆信     | 40 藤原頼輔  |         |
| 41 源兼隆      | 42 源師光      | 43 前斎宮大輔 | 44 藤原公光 |
| 45 寂超法師（為経） | 46 寂然法師（頼業） | 47 康資王母  |         |

の歌人を挙げ、さらに『歌苑抄』に採られた歌人として

成立年代は、築瀬氏と久保木氏に以下のような指摘がある。  
まず築瀬氏は上限を、いつたん「顯昭の歌壇進出時」の永曆元（一一六〇）年以降、下限を、『歌苑抄』をうけて成立したと考えられる『拾遺歌苑抄』の「序」が書かれた年である安元三（一一七七）年七月とし、さらなる考察を加えた結果『歌苑抄』は安元・治承の交（一一七年八月）の撰述で、安元三年（一一七七）七月以前に一旦成立し、俊恵自身の歌は後に加へられたものも存する」とするが、これは、治承二年（一一七八）に成立した俊恵の歌集である『林葉集』にない歌があつたためである。

久保木氏は上限を安元元（一一七五）年十月以降とするが、これは『夫木抄』にある藤原基輔の歌の詞書に「安元元年十月」

とあり、この歌の出典注記に「苑抄」とあるのが『歌苑抄』を示す、ということによる。下限については築瀬氏と同じく安元

三(一一七七)年七月としているが、俊恵の歌については『林葉集』に欠落が多いことをあげて問題としていない。

久保木氏が取り上げた『夫木抄』の基輔歌については築瀬氏の言及はなされていないが、成立年代を考える中で『歌苑抄』歌人の年齢を内部徵証としたとき、基輔については「その出詠者の年齢としてはなほ若きに過ぎる感じがする」として考察の対象とはせず、名前の間違いではないかといふ。このように、成立年代についても確証はいまだ得られていない。

『歌苑抄』の歌数は築瀬氏によつて佚文集成がなされるごとに、八二首(注3)、八六首(注4)と数を増し、『中世散佚歌集の研究』(第二冊)(注5)では一〇四首を数えるまでになつた。『歌苑抄』のもの形は『古蹟歌書目録』によれば「六帖」となつており、歌数は『拾遺歌苑抄』の序によると一三〇〇首とあり、現在はそのうち一割も知られていないことになる。

次に『歌苑抄』の出詠歌人を挙げる。先に挙げた歌人と重複する場合はその数字を用いた。

#### 築瀬氏が歌林苑会衆とする歌人

1 清輔	8 資隆	12 賴政	21 重保
23 長明	26 俊恵	28 登蓮	29 道因
35 讲岐	38 美家	39 隆信	

#### 右以外の歌人

41 兼隆	42 師光	43 前斎宮大輔	44 公光
45 寂超	46 寂然	47 康資王母	48 築瀬氏
49 藤原季経	50 藤原基輔	51 藤原親重	52 藤原重義
53 藤原道宗	54 藤原経朝	55 源俊頼	56 源俊成
57 源忠季	58 源雅重	59 源頼綱	60 源頼行
61 源経兼	62 源通能	63 平忠盛	64 覚清
65 大僧正快修	66 大僧正行高	67 権僧正公朝	68 顯昭
69 恩覚法師	70 実觀法師	71 読人不知	

築瀬氏が歌林苑会衆とする歌人は十一名、その他の歌人は三十一名、計四十二名となつてゐる。

では、これまで歌林苑がどのようにとらえられてきたか、また近年の研究の指向性がどのようになつてゐるのかを簡単に紹介していきたいと思う。

まず築瀬氏は、歌林苑について「かうした歌の仲間の会合が継続的に行はれてゐれば、そこに撰集の事が考えられるのは、

最も当然であらう。」とし、「歌林苑」の顯著な傾向として「当

時を主とし、往時を從としてゐる」と述べている。長らくこの

考え方を踏まえて後の研究が進んできたが、平成六年になつて中村文氏が、歌林苑は「会衆」という構成メンバーで形成される集団ではなく、風雅心にうながされた歌人たちが俊恵の家に

参入し、「歌よみ所」即ち「詠歌の場」をその折その折に成り立たせていた」(注6)と論じた。

久保木氏はこの中村氏の論を肯定した上で、「『歌苑抄』は

歌林苑の事業として編纂されたものでも、歌林苑と関係の深い歌人の詠を中心を集めたものでもなかつた。」とし、「俊恵が永承年間から当代までの諸集に入らぬ秀歌千三百首を、自らの見

識に基づいて選んだ一私撰集だつたのである。」と述べてい

る。またそれは「築瀬氏の見解は常に無条件に受け入れられて、

極端な場合『歌苑抄』佚文の作者は、そのまま皆「歌林苑会衆」

であるとまで見做された」という。ここで注意しておきたいのは、築瀬氏本人が『歌苑抄』の作者をそのまま「歌林苑会衆」

とみなしたのではなく、後の研究者の中にはそうとらえる人もいたということである。そして久保木氏は「しかしそれでは後白河院(注7)までもが「歌林苑会衆」になつてしまふ」とい

## 二、『歌苑抄』の断簡

これまで『歌苑抄』の本文そのものは発見されず、その研究は佚文によつてなされてきたが、平成十四年に久保木氏によつて断簡二葉が紹介されたので、次にあげておく。

まず手鑑『麗藻台』(原美術館蔵)の一葉(断簡A)。筆者は甘露寺資経と極められている。寸法は縦二・三センチ、横一・一センチ、料紙は楮紙。歌数は詞書のみの歌も含めて二首、作者は顯昭と「院御製」とある。(便宜上歌番号を付した)

### 断簡A

重家朝臣家花さかりにさきてはへり

けるに人／＼まかりてうたよみけ

るによめる 顯昭法師

①いつれをかはなはうれしとおもふらむ

さそふあらしとおしむこゝろと  
鳥羽殿にて池上落花といへる事を  
よませたまひける

### (2) 院御製

次に『旧日向飫肥藩主伊藤子爵家所持品入札』目録の「五〇古筆手鑑帖」の一葉(断簡B)。ここでの筆者は西行と極めら

れている。寸法は未詳であるが、目録の比率より算出した結果、およそ縦二一・四センチ、横八・九センチと久保木氏はい

う。料紙については、「判然としない」と久保木氏はする。歌数は二首で、作者は上西門院兵衛と源仲正。

### 断簡B

上西門院兵衛

③すみれつむたよりにのみそふるさとの

あさちかはらはひとめみえける

すみれをよめる

源仲正

④つまこひのはるのき、すに

あたにすみれのはなぢりにけり

久保木氏は断簡A・Bについて、「資経筆の断簡は、ときに

西行筆と極められる」ことがあるということ、断簡Bの寸法

が「断簡Aと一致している」こと、筆跡がよく似ていて「断簡

A 3行目、断簡B 4行目」にある「よめる」という三文字が酷

似していることから、ツレである可能性が存するとし、歌①と

詞書のみの歌②について次の歌を挙げ、以下のように他文献にみえることを指摘する。

重家卿家会、歌苑抄

法橋顯昭

いづれをか花は嬉しと思ふらんさそふ嵐と惜しむ心と

『夫木抄』(巻四・春四・一五十九)

歌②については、次の『千載集』後白河院詠の七八番歌を挙げ、その詞書が歌②の詞書とよく似ているところから、「同一の歌である可能性が存していようか」とし、さらにこの「院御製」を後白河院詠としている。

親王におはしましける時、鳥羽殿に渡らせ給ひける頃、

池上花といへる心を詠ませ給うける

院御製

池水にみぎはの桜ちりしきて浪の花こそ盛りなりけれ

『千載集』(巻二・春下・七八)

なお歌③・④については「他文献に見出せない新出歌のようである」と久保木氏は述べている。

三、新たな『歌苑抄』写本の断簡

### 断簡C

待郭心をよみたまへる

表 法性寺入道前太政大臣

⑤よしさらばなかでもやみねほとゝぎす

⑥

よのあくるにぞまかせたりける

藤原隆信

(7) つ や は

今回新たに断簡A・Bのツレとみられる断簡C（卷末図版参）

横四・二センチ。料紙は楮紙で、法性寺入道前太政大臣詠の歌⑤を表とし、極めて薄い紙で裏打ちされている。さらに裏打紙から透けてみえる歌⑥・⑦が判読できる。

ではこの断簡Cによつて築瀬氏や久保木氏が指摘する「歌苑抄」の成立年代をさらに絞り込むことが可能であろうか。

歌⑤の作者「法性寺入道前太政大臣」とは藤原忠通のこと

忠通は承徳元（一〇九七）年の生まれ、応保二（一一六二）年

に出家し、長寛一（一一六四）年に没する。作者名表記から忠通出家後の詠作となるが、そこから年代をさらに絞り込むことは不可能である。この歌⑤は次に挙げる『田多民治集』の歌と同じものであろう。

(郭公十首)

よしさらばなかでもやみね郭公きかずは人にわするばかりに

『田多民治集』(夏)

次に、断簡Cの歌序（表・裏）についてみていただきたい。断簡Cは、裏打ちがしてあるという体裁から、表・裏として扱つたが、実際の歌序はどのようになつていてるのであろうか。歌⑤で「郭公」を、歌⑥で「くひな」を詠んでいることから、『歌苑抄』に近い勅撰集および私撰集での「郭公」と「くひな」の歌序を

また詞書がないことから歌⑦も歌⑥同様に「くひな」を詠んだ可能性が考えられよう。

歌⑦の作者藤原隆信は康治元（一一四二）年に生まれ、元久二（一二〇五）年に没している。一般的に歌集では四位になると作者名に朝臣がつくといわれるが、ここでの作者名表記が「藤原隆信」のままであることから、歌⑦は隆信が四位になる承安四（一一七四）年以前の詠作の可能性があるが、これについてはまた後にふれる。

えられるが、ここでも年代の絞り込みは不可能。  
歌⑥は他文献には見出せないので、断簡Bの③・④と同じく  
新出歌ということになろう。

表にすると次のようである。

				209・208 くひな	188～155 郭公	卷第二 夏部	133 郭公	卷第一 春部	初度本 金葉集
				143・142 くひな	126～104 郭公	卷第二 夏部			二度本 金葉集
				138・137 くひな	125～110 郭公	第二 夏			三奏本 金葉集
				64 くひな	62～55 郭公	卷第一 夏			詞花集
971 郭公	卷第 十六 上 雜歌	555 582 588 郭公	哀傷歌	卷第九 歌	167～148 170 193～188 郭公	卷第三 夏歌			千載集
546 郭公	卷第 十八 雜三	276 くひな	物名	卷第十	96～88 郭公	卷第三 夏			後葉集
		449～443 くひな	五卷第五 月附恋中		336～305 郭公	卷第四 四月 附恋上	242 243 244 郭公	三月 附恋旅	月詣集

勅撰集では『金葉集』の初度本、二度本、三奏本、『詞花集』の夏部で「郭公」「くひな」という順になつてゐる。『千載集』には「くひな」が見られない。私撰集では、『後葉集』（一一五頃成立）の「郭公」は雜三の一首を除いて夏にみえるが「くひな」は物名に一首あるのみ。『月詣集』（一一八二）では三月に附属した羈旅に「郭公」があるが、夏については四月に「郭公」、五月に「くひな」という順になつてゐる。

以上のことから断簡Cについても「郭公」「くひな」の順、つまり歌⑤、⑥、⑦の歌序となり、左右の両端が切られていることから、歌⑤と⑥の間に数首の歌があつたと思われる。

#### 四、新出断簡Cを含めた『歌苑抄』考

以上のことから、新出断簡Cを含めてもういちど『歌苑抄』についてまとめる、次のようになる。今後、さらなる断簡の出現と、またできれば集名を備えた巻頭部分の断簡の出現に期待したい。

- 『歌苑抄』の出詠歌人は築瀬氏が指摘する四十二名の他に久保木氏のご論考に紹介された後白河院（断簡A）、上西門院兵衛、源仲正（以上断簡B）と本稿で紹介した断簡によつて藤原忠通（断簡C）が知られたことにより、計四十

六名となつた。

いては後考を待ちたい。

○現在知られる『歌苑抄』の歌数は佚文の底本によつて異同が生じるため、正確な数は不明であるが、ひとまず築瀬氏のいう一〇四首に加えて、詞書だけのものも含めて断簡A

で二首、断簡Bで二首（以上久保木氏）、断簡Cで三首が加わり計一一首となつた。

○断簡Cに法性寺入道前太政大臣（忠通）の歌が見られるところから、久保木氏の「『歌苑抄』は歌林苑の事業として編纂されたものでも、歌林苑と関係の深い歌人の詠を中心を集めたものでもなかつた」「俊惠が永承年間から当代までの諸集に入らぬ秀歌千三百首を自らの見識に基づいて選んだ「私撰集だつた」という論を裏付けることになろう。

○断簡Cから『歌苑抄』の成立年代の上限を知る手がかりは、歌⑤の作者忠通が「入道前太政大臣」と記されていることである。忠通は応保二（一二六二）年に出家しているので『歌苑抄』の成立は応保二年以降となり、これでは久保木氏が示した「安元元（一一七五年十月以降」をさらに絞り込む事は不可能である。また下限を隆信が四位となる承安四（一一七四）年以前とすれば、今度は先に示した上限「安元元年十月以降」と矛盾することになるが、これにつ

注（1）『歌苑抄』研究については、築瀬一雄氏の『俊惠研究』

（昭52・12）第四章「歌苑抄の研究」に詳しい。

（2）『文学』第3卷・第2号 平14・3

（3）築瀬一雄『中世散佚歌集の研究』（第一冊）昭33

（4）築瀬一雄『俊恵及び長明の研究』（第一冊）昭33

（5）築瀬一雄『中世散佚歌集の研究』（第二冊）昭40

（6）中村文「歌が詠み出される場所——歌林苑序説——」（和

歌文学論集6）平6・5

（7）久保木氏が紹介された断簡Aに「院御製」とみえるのがその後白河院である。

#### 付記

本稿脱稿後、次の二文献にツレの断簡があることを知つた。

・池田和臣氏「中古・中世散佚和歌資料」（中央大学文学部紀要 平19・3）の

「一 未詳歌集切——源経信の散佚歌」一葉

・『思文閣墨跡資料目録 四二二号』（平19・8）の

「四半切 伝西行筆」一葉

「6 四半切 伝西行筆」一葉

前者には一宮紀伊、源有仁、源経信の歌が、後者には源顯仲、平忠盛、心覚法師母の歌がそれぞれ一首ずつ見えている。

(とのもと よしみ／本学大学院生)

表



裏

